

会員規則第11条の規定に基づき、会員規則実施要領を次のように定める。

令和2年10月29日

公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会  
理事長 西原 正

## 会 員 規 則 実 施 要 領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会（以下「本会」という。）の会員規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会申込書及び変更届の提出方法)

第2条 規則第4条第1項の「入会申込書」及び同条第3項の「変更届」は、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

2 個人会員については、前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、FAXでの送信によることができる。ただし、「変更届」については、事実関係が明らかな場合等においては、電話での申出によることができる。

(個人会員の退会届の提出方法)

第3条 規則第5条第1項の「退会届」（個人会員）は、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、FAXでの送信によることができる。

(法人会員の退会届の提出方法)

第4条 規則第5条第1項の「退会届」（法人会員）は、「退会届」の用紙を本会事務局から受領して、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

(法人会員の休会届の提出方法)

第5条 規則第6条第2項の「休会届」（法人会員）は、「休会届」の用紙を本会事務局から受領して、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

(入会時における会費の納入方法)

第6条 入会時における規則第8条第1項の会費の納入方法については、次のとおりとする。

(1) 個人会員

本会が、「入会申込書」を受領後、送付する「会費納入願」に同封の郵便振替払込用紙（「払込取扱票」）による振込み

(2) 法人会員

本会が、「入会申込書」を受領後、送付する「会費納入願」の「別紙」に記載の本会の銀

## 行口座への振込み

(2年度目以降の会費の納入方法)

第7条 2年度目以降の規則第8条第1項の会費の納入方法については、次のとおりとする。

(1) 個人会員

本会から送付する「会費納入願」に同封の郵便振替払込用紙（「払込取扱票」）による振込み

(2) 法人会員

本会の銀行口座への振込み

(会員の特典)

第8条 規則第10条第1項第1号の「入校式、卒業式等の行事」は、防衛大学校の入校式、卒業式及び開校記念祭並びに本会が助成するその他の行事（以下「防衛大学校の行事」という。）とする。

2 前項の「本会が助成するその他の行事」への招待は、賛助会員及び法人会員の代表者に限る。

3 防衛大学校の行事への招待については、口数にかかわらず、個人会員1人につき又は法人会員1団体につき、それぞれ1枚とする。

4 規則第10条第1項第3号の「本会が援助・助成する講演会等の行事に参加すること」については、その対象等を制限する（例えば、対象を賛助会員及び法人会員の代表者に限る、会員ごとの枚数を制限する）場合がある。

5 規則第10条第1項第4号の「本会が援助・助成する学会等の研究会等の参加費の割引を受けること」について、その特典を受けるためには、本会と当該学会等が合意した次の各号の方法に従い申込みをする必要がある。

(1) 当該研究会等について本会会員の参加者数に制限がある場合には、対象を賛助会員及び法人会員の代表者に限るものとし、本会がその申込みを取りまとめて行うこと

(2) 前号以外の場合は、当該研究会等の参加申込みの際に本会の会員である旨申し出ること

6 規則第10条第1項第5号の「その他会員の特典に相応しいと理事長が認めること」は、日本防衛学会のホームページに掲載されている『防衛学研究』の閲覧ができること（ただし、賛助会員及び法人会員の代表者に限る。）等とする。

7 規則第8条第1項の会費を納入していない会員は、規則第10条の会員の特典を受けられない。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。